

## よくある質問

### 申請について

- 昨年度就学援助の支給を受けていた場合でも、今年度の申請は必要ですか？**

必要です。毎年4月から申請を受け付けますので、4月中にご申請ください。(5月以降も申請可能ですが、その場合は一部減額や支給対象外となる項目がございます。)

- 就学援助申請の際に、誰の分の所得証明が必要になりますか？**

世帯の中で収入がある方は全員必要です。パート収入、アルバイト収入、年金収入のある方も必要ですのでご注意ください。

ただし、1月1日現在の住所が尼崎市で申告がお済みの方については、所得を閲覧することの同意をもって所得の証明書類を省略することが可能です。

1月1日現在の住所が尼崎市以外の方は、世帯の中で所得がある方全員に係る課税証明書をご提出ください。なお、発行可能な時期などについては、その時点で住んでいた区市町村にご確認ください。

- 就学援助における世帯とは、どこまでの範囲ですか？**

児童・生徒と住民票が同じ方を世帯としています。ただし、住民票が異なる場合でも、単身赴任などで別居している保護者の方は、児童・生徒と同一世帯としています。

世帯分離をされているが、同じ住所に住まわれている場合も世帯に入ります。

- 申請をしたいのですが、どこに申し込めばいいですか**

申請は、学校を通して行いますので、申請書を在籍している学校へ提出してください。  
申請書は学校でもらうかもしくは尼崎市のホームページからでもダウンロード可能です。

**●年度途中における家庭環境の変化(保護者の死亡、離職、離婚等)により、急に生活が厳しくなった場合は、認定されますか？**

認定される可能性があります。通常は、前年の所得をもとに判定されますが、前年と家庭環境が大幅に変化した場合は、現在の状況をもとにした判定を行う場合があります。この場合、当該年度中に一度不認定となった方も再度申請と判定を行うことが可能です。詳しくは教育委員会学事課までお問合せください。

## 認定された後に関して

**●認定されたあとに、他にすることはありますか？**

就学援助における医療費については、医療機関で受診される前に、診療券を保健室にて交付しています。(交付時には、児童・生徒のマイナンバーの提出が必要です。)  
翌年度はあらためて就学援助自体の申請が必要となりますので、毎年4月に忘れずにご申請をお願いします。

**●認定されましたが、いつ振り込まれますか？**

7月・12月・3月に振り込まれます。学用品費などは、通常3回に分けて振り込まれますが、修学旅行、校外活動費等については、行かれた時期によって振り込み月が異なります。

●修学旅行費などを、行事の前に支給してもらうことは可能ですか？

修学旅行費や宿泊を伴う校外活動費などの行事に関連する項目は、行事実施後、学校からの報告を確認してからの支給になります。

## その他の質問

●他市から引っ越してきました。引っ越し前は就学援助を認定されていましたが、もう一度申請が必要ですか？

必要です。就学援助は市の事業ですので、市区町村によって基準や支給項目が一部異なります。そのため、本市で就学援助を受けるためには、再度申請をお願いします。

●特別支援学級に在籍していますが、就学援助を受けることができますか？または、認定基準に違い等がありますか？

特別支援学級に在籍していて、就学援助を受けることは可能です。また、特別支援学級に在籍していることによる審査時、所得による判定を行う場合のみ、判定基準が異なります。支給金額及び支給項目に違いはありません。

特別支援学級用所得基準の目安

(単位:円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上1人増すごとに
所得基準 (目安)	4,170,000	5,386,000	6,499,000	7,564,000	8,628,000	1,064,000